

## 湯村訪問看護ステーション（介護予防訪問看護事業）運営規程

### （目 的）

第1条 医療法人 八香会が開設する訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の適正な運営を確保するために人員及び管理者運営に関する事項を定め、ステーションの従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 ステーションの従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう配慮し、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境等を把握し、利用者の居宅を訪問して必要な看護等及び指導を行う。

2 ステーションが行う指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者との綿密な連携を図るとともに利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努めるものとする。

### （名称及び所在地）

第3条 訪問看護ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人 八香会 湯村訪問看護ステーション
- 2 所在地 山梨県甲府市湯村三丁目2番32号

### （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び勤務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 （看護師）  
管理者は、ステーションの従業者の管理、利用者の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者にステーション運営に必要な指揮命令を行う。
- 2 訪問看護師 3名以上（看護師及び准看護師）  
訪問看護師は、訪問看護計画に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要な看護、指導を実施し、その結果の記録及び報告を行う。

### （利 用 者）

第5条 ステーションの利用者は、法に規定する介護保険対象者であって、主治医が、訪問看護が必要であると認めた者。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

1 営業日 月曜日から土曜日

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月30日から1月3日までの年末年始は除く。

2 営業時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時30分までとする。  
土曜日 午前8時30分から午後12時30分までとする。

(訪問看護の提供方法及び内容)

第7条 ステーションが行う訪問看護は、ケアプランに基づき看護師等が家庭を訪問して行う看護等により実施し、1回の訪問時間は、30分から1時間30分以内（以下、「基本サービス時間」という。）とする。

2 ステーションが行う訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 健康チェック（病状観察、血圧測定等）
- (2) 医師の指示に基づく看護、医療処置（褥瘡処置、カテーテル交換、血糖チェック等）
- (3) 日常生活援助（排泄のお世話や清潔援助等）
- (4) 精神的ケア（痴呆症看護、精神的支援等）
- (5) その他前各号に属さない必要な療養上の世話又は診療の補助

(訪問看護計画書の作成等)

第8条 看護師等は利用者ごとの訪問事業計画書（様式第2号）及び訪問看護報告書（様式第3号）を作成しなければならない。

2 ステーションの管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書に関し、必要な管理をしなければならない。

3 ステーションは、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出しなければならない。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他の事態が生じた時は、直ちに主治医に報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。又、主治医への連絡が困難な場合には救急搬送等の必要な処置を講じなければならない。

- 2 看護師等は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者に速やかに報告しなければならない。

(利 用 料)

第10条 基本利用料として利用者から支払を受ける額は、法が定める基準によるものとする。

- 2 第11条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要した交通費については、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに100円を徴収する。
- 3 基本サービス時間を延長した場合には、別途に料金がかかります。
- 4 従業者は、第1項から第3項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、甲府市、甲斐市（吉沢・天狗沢・境・島上条・中下条・大下条・長塚・竜地・大埜・竜王新町・名取・竜王・富竹新田・篠原）の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 高齢者虐待の早期発見と対応、虐待の疑いがあった場合、地域包括支援センター・市へ通報・相談する。リスク要因がある場合は、未然防止として対応する。

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者としての雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項については、医療法人八香会の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年 5月 1日から施行する。